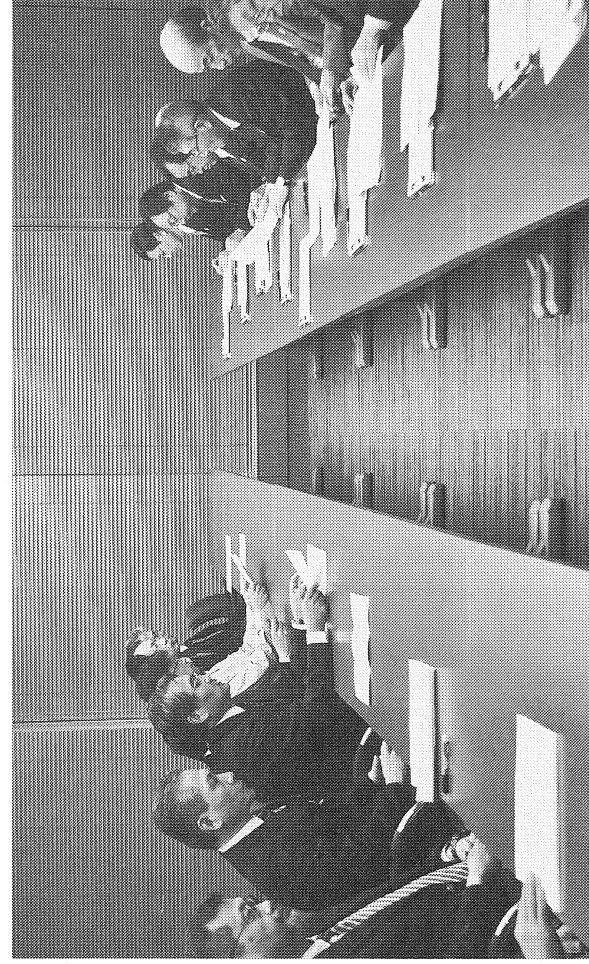


現場の第一線で貢献する職員の努力 正当に評価する賃金・人事制度へ改善を求め 非正規労働者の賃金・労働条件改善を促す



▲2015年度 第1回国交(2015.3.19)で要求書を提出

2015年春の団体交渉議事録要約(組合の主張)

① 現業系職員の賃金制度(水準)の改善

現業系職員が地域の公共サービスとして区民から求められることは、行政と区民との接点、継続的な現場の把握、です。長期間、地域に密着していることから地域や区民の長期間の変化も知っています。

幅広い政策情報の収集が可能な立場でもありません。収集・運搬作業を中心とする現場の第一線では、区民や事業者への排出指導など、公権力を伴う職務内容も増えています。小学校に

出向き、分別ゲームなどで環境問題としての清掃事業を学ぶ環境学習も高い評価を得ています。

指導業務や環境学習は、職員間の連携で進められ、長年の知識や経験無くしては担えません。良質な公共サービスとしての清掃事業を維持しようと、日夜職務

に精励する清掃職員の努力を正しく評価すべきです。職員の職務・職責はますます増大する一方で、賃金が引き下げられるばかりでは、職務・職責のバランスは大きく崩れ、職務に対する意欲の維持はできません。職責や職務内容を十分に踏まえた給与水準とすべきです。

2014年は特別区の賃金改定で15年ぶりの月例給引上げ改定が実現したものの、消費税が上がり、物価も上昇し、実質賃金は下がっています。2015春闘では、デフレ脱却・経済再生に向けた賃金のベースアップ(ベア)が問われています。大手企業のベア実施回答を中小・未組織労働者に波及させる重要な局面にあります。こうした15春闘を背景に、わが組合は闘っています。

3月19日19時12分から、平成27年度給与改定(第1回)団体交渉を行い、第7回中央委員会で確認した「2015年度現業系賃金・人事制度に関する要求書」を区長会に提出しました。

特別区職員の生活改善につながる賃金改定、閉塞感に覆われる職場環境の改善のための人事・任用制度の改善は喫緊の課題です。内需拡大でデフレを脱却し、経済再生を確実にものにするためにも、私たちの賃金水準の引上げは至上命題です。国からの不当な指導やいわれなき公務員批判に屈することなく、労使による自主的・主体的な解決を区長会に求めました。

わが組合の綱領
一、われわれは健全なる自主的組織を確立し、生活諸条件を確保し、社会的地位の向上を期す。
二、われわれは労働の社会的意義を顕揚し、都区政の徹底的民主化を期す。
三、われわれは労働者階級の解放と民主主義日本を建設し、世界平和に貢献せんことを期す。

東 京 労 働 組 合
千代田区飯田橋3-9-3
TEL (3237) 9995
1部20円
編 集 宣 傳 野 崎
責 任 長 三 優
責 任 部 長 野 崎

第84回 臨時大会特集号

② 保障額表から業務職給料表への切替え課題

業務職給料表の切替えに伴う調整措置の終了を、重点課題として繰り返し求めてきました。切替調整措置を長期間実施してきたことで、職歴の短い職員の給料号給が職歴の長い職員の号給を追い越してしまう実例も指摘し、2014年賃金確定期に、これらの矛盾とも言える追い越し実例を解消する見直しを図られました。しかし、切替調整措置の終了と残号

数の廃止という私たちの要求は実現していません。2010年度に保障額表から給料表への切替えが実現して既に5年が経過しました。今なお、多くの調整号数を保有しているため、勤務成績が良好でも、昇任をしても、処遇に直接反映しない多くの職員がいます。人事管理上からも大きな問題を含む切替調整措置の一日も早い終了、残号数の廃止を求めます。

③ 現業系人事制度の改善

現在、行政系職員の人事制度の見直しが検討中ですが、現業系人事制度の見直しだけが後回しにされるようであれば、著しく均衡を欠き、行政系職員と同じく特別区に働く現業系職員として納得できません。現行の技能主任昇任資格基準は、1級職歴16年以上(前歴持ち込み2分の1、6年限度)です。昇任機会が生ずるのは最短でも10年を要します。行政系の昇任機会と比べてもあまりにも統括技能長・技能長選考

では、区ごとの年齢構成や昇任枠のアンバランスにより、昇任選考に困難が生じ、人事の停滞につながっています。昇任意欲がある職員がいても、昇任枠が無いからと選考すら行われていない実態があります。昇任選考を毎年実施し、職務内容や配置に工夫をするなど、人事の停滞が生じない努力がいくつかの区でなされています。昇任意欲の醸成や人事の活性化の観点からも、統括技能長や技能長に係る、職

員人数を括りとする基準、は廃止し、各区の任命権者の判断による制度とするべきです。設置基準の改善と併せて、技能長の区間交流・派遣を制度化することで、公共の1 হিসとしての清掃事業の23区全体の質の維持にも繋がることも指摘しました。

④ 高齢期雇用制度の確立

現行の再任用賃金水準は一部年金が支給されること前提です。高齢期雇用問題は、雇用と年金を確実に接続することで職員の生活を保障することが本来の趣旨だと再三指摘してきました。本年10月から共済年金と厚生年金が一元化され、制度的な差異については基本的に厚生年金に揃えて解消されます。年金の一部支給停止の限度額が下がり、再任用の勤務日数を選択する上で考慮が必要になります。雇用と年金の接続の観点からも、希望者全員が確実に任用されると同時に、その賃金収入だけで生活できる水準を確保するため、再任用制度における賃金水準の大幅な改善を求めています。

⑤ 清掃事業で働く非正規労働者の賃金・労働条件改善

格差の拡大を一刻も早く解消しなければ社会不安は拡大するばかりです。すべての働く者の賃金引上げを起点とした経済の好循環をつくり出すことが不可欠です。格差の拡大を一刻も早く解消しなければ社会不安は拡大するばかりです。すべての働く者の賃金引上げを起点とした経済の好循環をつくり出すことが不可欠です。

特別区の清掃事業でも、車付雇上と呼ばれる作業形態による非正規労働者の多用が拡大しています。労働者供給事業の労働者は、何十年も継続して働いても日雇い扱いです。『健康保険』、『厚生年金』、『雇用保険』の適用もされず、関係機関からは3保の適用の指導が入っています。正規職員との均等待遇の立場から、これら非正規労働者の賃金の引き上げや年休付与・保護員の支給など、賃金・労働条件の改善に向けて関係機関に働きかけることを求めました。区政の第一線で職務に精励する職員の努力が処遇として反映される賃金・人事制度の改善が図られるよう、私たちの要求を真摯に受け止め、国の不当な指導やいわれなき公務員批判に屈することなく、毅然とした姿勢で、労使の信頼関係に基づき自主的・主体的に解決することを区長会に求めました。

第84回 臨時大会

第1号議案『組織財政方針』に基づく本部体制の見直し(案)、第2号議案『規約』等の改正(案)、及び専従役員給与規程(案)・専従役員補償規程(案) 圧倒的賛成多数で可決

2月19日18時15分から連合会館で第84回臨時大会が行われました。森田組織部長の司会で大会は始まり、山口代議員(杉並支部)、長妻代議員(墨田支部)を議長に選出しました。昨年の第83回定期大会で、給与制度の総合的見直しや車付雇上問題など、東京清掃を取り巻く課題の解決に向けた体制を構築するための「組織財政方針」が確認されました。第84回臨時大会は、先の定期大会を受けて「組織財政方針」をより具体的に実践するための本部体制の見直し、規約等の改正を議案とした大会でした。多くの代議員の活発な議論を経て、第1号議案『組織財政方針』に基づく本部体制の見直し(案)は、出席代議員110名中100名の賛成で可決されました。第2号議案、『規約』等の改正(案)及び、専従役員給与規程(案)・専従役員補償規程(案)は、それぞれ1票投票で100名の賛成で可決されました。東京清掃のこれからの闘いの展望を全体で意思統一する重要な位置づけの大会は、吉田委員長の間接ガンバローで締め、決意を固めました。

質疑応答

●豊田代議員(北支部) 離籍専従ではなく休職専従を

①現在、時間外組合活動ができない中、組合業務の大変さは十二分に理解できますが、リスクの高い離籍専従を置くほどの本部活動、統一交渉事項があるのでしょうか。休職専従では対応できないのでしょうか。既に離籍専従を置いた場合、60歳までなのか65歳までなのか、そのときの給料はどうなるのか。

②退職し、1度組合員資格をなくした金澤さんを雇用していますが、いつまで

なくてはならないのでしょうか。

③休職専従者、離籍専従者に対し、大会ごとの全組合員対象の信任投票を行うのですか。離籍専従が信任になった場合、どうするのでしょうか。組合員が減り、組合費が圧迫する中で、機救を取り崩し離籍専従を雇用するよりも、休職専従として運動し、機救は若い世代へ受け継いでいか

●狩野代議員(江戸川支部) 離籍という文字が消えない限り

本部委員長、書記長、昨日は臨時大会前のお忙しい中、小岩分会にて執行部とオルグをしていただき、ありがとうございました。

①東京清掃が良い方向に進むために組織づくりを見直すという部分には大いに賛成です。しかし、離職専従役員の設置には絶対反対です。なぜならば、公務員という身分を捨ててまで組合活動に専念させることは、どうしても納得ができません。今回の案が通った場合、それ相応の覚悟で、対象となる方々は、公務員身分を捨て、専従職の道を選ぶのでしょうか。果たしてその覚悟をさせることが出来るのでしょうか。それ相応の覚悟に対して、それ相応の給料というなら理解できます。しかし、現代社会の中で問題とされているメンタルの部分に関して1心1意の部分が1組合員4000人規模の組合代表になるかお聞きしたいと思いま

えられます。そのときに、戻る支部がない、選択肢がない。恐らくブレッシャに潰された仲間は、本部の1階のドアをあけることすらできなくなると思いますが、この部分も含めて相応の補償で解決できるのでしょうか。

東京清掃が重要な時期に立たされているのはわかります。見切り発車をしなければならぬ部分もわかります。しかし、休職専従という新たな一歩と、離職専従という立場での一歩で対象となる方々は、公務員身分を捨て、専従職の道を選ぶのでしょうか。果たしてその覚悟をさせることが出来るのでしょうか。それ相応の覚悟に対して、それ相応の給料というなら理解できます。しかし、現代社会の中で問題とされているメンタルの部分に関して1心1意の部分が1組合員4000人規模の組合代表になるかお聞きしたいと思いま

の立場とさせていただきます。

②議案書の19ページ、専従役員処遇検討委員会が5回ほど行われています。時間にして30分から1時間程度です。このような短い時間で十分な議論が本当に行われたとは到底思えません。

●長峰代議員(台東支部) 本部だけでなく全組合員が職場から

本部方針に賛成の立場で、質問と要望をします。

①毎年の賞金確定闘争で、この間、清掃本部は、同一価値労働・同一賞金の処遇改善を求める闘いの強化を方針で掲げています。これには区の清掃事業をしている車付雇上の労働者や臨時職員なども含まれています。以前の中央委員会で、額副委員長が、アメリカやヨーロッパのように産業別の組合を考えている

ん。昨日のオルグでさえも時間ほどのお時間をいただいたと聞いております。本当に十分な議論は行われたのでしょうか。

③5ページにある新たな本部・執行体制についてです。現在、自治労都本部に専従として出向されておりませんが、今後の体制によっては専従役員5名プラス都本部出向専従を含めた6名になるのでしょうか。

のであれば、東京清掃が日本の組合のあり方を変えるぐらいの強い意思が必要で、本部として具体的にどう進めていくのか、教えてくださいたいと思います。

東京清掃がさらなる団結を強め、運動を展開するためには、新たな組織体制と組織運営を、本部だけでなく、全組合員が職場から力強い運動ができる体制が必要で、その職場からの闘いの体制づくりを要望します。

●斉藤代議員(中野支部) 各区中央執行委員に重大な責任

①今回の本部体制見直し案は、大きく2つのポイントがあります。1つは様々

な議論のあった専従役員増員です。実はもっと重要なポイントは、各23区中央執

●岩田代議員(二組本庁支部) 意欲ある離籍専従を支え強力な体制へ

①前回の83回大会で私が質問し、技術職員の扱いをどうするのか大会で議論されました。皆様方のおかげで練馬清掃工場が直営になりました。それは本部の力を得て、一組総支部全体を取り組みの中で、練馬工場支部を直営にできました。

ただこれは光の部分で、影の部分を含みます。大田清掃工場の問題です。一組同じような状況を迎えつつあります。

その大田工場支部をどう

行委員の役割であると思いがちです。これまで以上に各区との交渉に専念させ、その状況を全執行委員を含めた全支部で共有化させ運動につなげる。ここがおろそかになれば、いくら専従を増やしても組織の強化にはつながりません。本部と支部とではなく、東京清掃全体で組織を強化する今回の案は、各区との交渉をリードする中央執行委員の責任と役割が最も重要ではないかと思えます。したがって、中央執行委員を選出する各支部の責任も重大です。これを改めて全支部で確認しなければならぬと思えます。

②要望があります。資料には5年程度の財政シミュレーションで機救の繰越金についても試算がありました。専従にかかる費用は年間5000万、5年で2億5000万となります。10年、20年と考えれば、5名の専従体制がそこまで維持できるかと言わざるを得ません。この5年でしっかりとした土台をつくらなければなりません。とはいえ、職場にはまだ20年、30年と動き続ける若い組合員がいます。10年20年先の社会情勢や我々を取り巻く状況がどのように変わっているか、予想はできませんが、専従役員の増員を含めた新たな本部体制の中で、長期的な組織のあり方を含めて検討していく必要があります。

その大田工場支部をどう

中央執行委員長あいさつ 吉田 壽



労働組合 私たちの生活の周りや社会で何が起きているのかを学ぶ場

学び合い、団結をさらに強固なものに

第84回臨時大会に出席いただきました代議員、中央委員、傍聴の皆様、お疲れ様です。昨年9月の大会で本部執行体制の見直しなど「組織財政方針について確認をいただき、本日は、その具体化と規約規程の改正及び新設について決めていただく大会です。東京清掃労働組合の歩みを確実に前へ進めるために意見をいただき、学び合い、団結をさらに強固なものにしていきたい

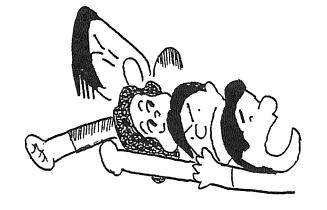
と思っています。議論を開始するに当たって、お互いに共通の認識を共有していきたいと思ひます。一つは、私たち労働組合を取り巻く状況の変化についてです。組合活動の規制が強まっています。以前は、職場にいる組合員の仲間に支えられながら、昼間の時間帯から組合員のために労働組合活動が展開されてきました。昨今、組合に対する規制が厳しくなり、時間内の活動は非常にできなくなっています。交渉以外に全てが時間外での活動に変わってきている。職場組合員の方から組合活動というものを意識する機会が少なくなっているのが現状ではないかと思ひます。制度が変えられてきているところには当局の狙いがある

と思っています。議論を開始するに当たって、お互いに共通の認識を共有していきたいと思ひます。一つは、私たち労働組合を取り巻く状況の変化についてです。組合活動の規制が強まっています。以前は、職場にいる組合員の仲間に支えられながら、昼間の時間帯から組合員のために労働組合活動が展開されてきました。昨今、組合に対する規制が厳しくなり、時間内の活動は非常にできなくなっています。交渉以外に全てが時間外での活動に変わってきている。職場組合員の方から組合活動というものを意識する機会が少なくなっているのが現状ではないかと思ひます。制度が変えられてきているところには当局の狙いがある

と思っています。議論を開始するに当たって、お互いに共通の認識を共有していきたいと思ひます。一つは、私たち労働組合を取り巻く状況の変化についてです。組合活動の規制が強まっています。以前は、職場にいる組合員の仲間に支えられながら、昼間の時間帯から組合員のために労働組合活動が展開されてきました。昨今、組合に対する規制が厳しくなり、時間内の活動は非常にできなくなっています。交渉以外に全てが時間外での活動に変わってきている。職場組合員の方から組合活動というものを意識する機会が少なくなっているのが現状ではないかと思ひます。制度が変えられてきているところには当局の狙いがある

と思っています。議論を開始するに当たって、お互いに共通の認識を共有していきたいと思ひます。一つは、私たち労働組合を取り巻く状況の変化についてです。組合活動の規制が強まっています。以前は、職場にいる組合員の仲間に支えられながら、昼間の時間帯から組合員のために労働組合活動が展開されてきました。昨今、組合に対する規制が厳しくなり、時間内の活動は非常にできなくなっています。交渉以外に全てが時間外での活動に変わってきている。職場組合員の方から組合活動というものを意識する機会が少なくなっているのが現状ではないかと思ひます。制度が変えられてきているところには当局の狙いがある

と思っています。議論を開始するに当たって、お互いに共通の認識を共有していきたいと思ひます。一つは、私たち労働組合を取り巻く状況の変化についてです。組合活動の規制が強まっています。以前は、職場にいる組合員の仲間に支えられながら、昼間の時間帯から組合員のために労働組合活動が展開されてきました。昨今、組合に対する規制が厳しくなり、時間内の活動は非常にできなくなっています。交渉以外に全てが時間外での活動に変わってきている。職場組合員の方から組合活動というものを意識する機会が少なくなっているのが現状ではないかと思ひます。制度が変えられてきているところには当局の狙いがある



するかという問題だけではなく、今後多くの執行委員が退職し、一組本庁とか、有明工場支部とか、次々に連鎖していく可能性があります。ここで踏ん張らなければ労働組合そのものが崩壊してしまう危機に直面しています。そういう意味で、収集、運搬、処理、処分、一貫性を持って一つの労働組合でいくことは、非常に的を射ています。現実労働組合という殻からもっと大

きな般に転換しないと、東京清掃自体がタコつぼ運動になってしまいます。向こうはグローバルで、多摩はどうなっている、あそこはどうなっているという形で攻められます。そういうときに、こちもタコつぼから抜け出して、大きな組織体制をつくっていただきたい、私どもは非常に熱望しています。

が休止になります。休止とは、20年たつと、どう処分をしてもいいと。壊すと東京に戻さなくては行けない。あと5年後に区の皆さんも同じような状況になります。32年問題と言われるところ。今までごみ問題ということで日の当たる場所に置かれた皆さん方の土地が、清掃事務所や車庫がどうなるかという問題も抱えています。

の問題も出てきます。これからは32年問題を含んで出てくると思うのです。このときにどう統一要求を持って区長会に反撃するのか、どう政府、あるいは東京都に対して攻め込むかという強力な体制と政治的な力が必要。この本部案でもっと強化してもらってもいいと思ひます。

から、自分の信念であり、離籍専従、そんな負担をかけられない。やってくる人がいれば、そういう人たちに任せていいではないですか。それで我々が強くなるべきです。そうしない限り東京清掃は崩壊します。もっと強力な体制をとるために、自分から手を挙げて離籍でもいいと言った人には責任持ってやっていただく。そういうことを判断する大会だと私は思っ

ています。先ほどの発言は、労働組合、これは潰れるなというぐらいのものを感ずいています。先ほどの発言は、

ましたので、そういう思いを持たせないでいただきたいと思ひます。

この間、2年間の検証結果をもとに、問題があれば見直しを行うと聞いておりました。しかし、2年間の検証後では、その後、同じ体制がまた2年間続き、4年間で、検証期間を1年間とし、その後検証結果を明らかにし、何を見直すかを明らかにして、見直すことが生じた場合、検証・見直しを含めて、大会から大会までの2年間をお願いしたい。

●三本代議員(足立支部) 見直し生じた場合、検証は2年間で

①今回の新たな本部体制では、専従役員を現行2名から3名増やし、5名とします。専従が増えたということで、今以上に支部労組、他団体等の役員を担ったりすることなく、まず東京清

●松永代議員(練馬支部) 広い視野の専従で各区に事業確立を

この先10年20年先を見たとき、果たして今回取る方法が正しかったのかどうかは今現在わかりません。これまでの東京清掃労働組合の本部の運動のあり方として一生懸命やってきたつもりですけれども、十分ではなかったと思ひます。それが証拠に移管以降15年、各区段階で決して満足を得られるような職員の採用がとれていない。何が足りなかったのかを、各区各支部の組合員全員が認識を同じにしなければならぬ。私が今回この新しい体制に望むものは2つです。①必ず自治権の活動の拡充をやってきたい。これは本部に望むのではなく、区から支部から押し上げていきたくて、現場から事業施策の立案と提起と実施だ。このアクションプランができれば職場を保持でき、職員の採用を拡大していくことができる。この方向は絶対合っています。それを我々の側から打ち出していくために、この新しい体制で、専従となる方が外に出て、ほかの自治体や清掃事業を見て、本部に持って帰ってきていただきたい。これは支部段階ではやりたくてもなかなかできないのです。人をなかなか割くこともできないし、財政部分もある。専従には胸を張って動いていただきたい。それをもって、我々が支部段階で交渉するときや職員の採用を求めるときに、自分の区の自治体のアイデアとして生かしてこの仕事を広げて、今、区民から見ても清掃事業に何が求められているのかを、我々が積極的打ち出す。上部団体の自治労も言っているではないですか。現場から事業施策の立案と提起と実施だ。このアクションプランができれば職場を保持でき、職員の採用を拡大していくことができる。この方向は絶対合っています。それを我々の側から

いる課題だと思ひています。そういう貪欲な物の捉え方をしていくのが、我々に求められている共通認識ではないかと冒頭申し述べさせていただきました。本日も議論を深めていかなければと思ひています。本日の臨時大会は、当局を初めとして内外から注目されている臨時大会です。東京清掃労働組合組織が一丸となって東京清掃の運動と組織を継承し、発展をさせていく本日の臨時大会に、全員でしていき

組織が一丸となって東京清掃の運動と組織を継承し発展を

学生のように学んできたものとは違って、社会に出て、出た社会のこの場所で、私たちの生活の周りや社会で何が起きているのかをきちんと学ぶ場が、労働組合です。労働組合がそういう場を提供していかなくてはならないということが、我々に与えられて

団結力を高めていくことが交渉力を高めていくものだと思います

生活や労働条件の改善を打ち取っていくためにも、やはり交渉力を強めていかなくてはならない。では、どのような

東京清掃労働組合をどのように維持・継承していくかが我々共通の課題

では、どのように対抗していくのか。仲間同士が知恵を出し合いながら、この東京清掃労働組合をどのように維持・継承していかなくては行かないのかを考えることが我々

には、東京清掃労働組合として、の組織をきちんと確立していくことが、今我々に与えられている課題ではないかと思ひます。

には、東京清掃労働組合として、の組織をきちんと確立していくことが、今我々に与えられている課題ではないかと思ひます。

ちの組織がみずから打つて出る。これを今やらなければ、やっぱり危機が訪れるのはとても早いと思いません。

②この体制案を全員の総意でやっていくときに、5年後、10年後、全員の議論で修正すべきところは修正して、運動は作っていくものではないのですか。若い世代の話も出ていました。今僕らが踏み出すこと

によって、若い組合員に事業を継承させていく、この手法を保たせていく、決して無責任になるわけではない。先を見据えて責任を持ってやっていくからこそ、臨時大会を開いてまで全員で議論をしているのではないですか。確かに担っていく役員の方々の大変さはわかり知れません。プレッシャーもあります。その背中を押すの

は我々ですから、その役を担っていくときに潰れないように、励ますのは支部の役目です。それをもって本部があり、支部があると思います。厳しい状況だからこそやるべきことはたくさんあるし、厳しいからこそアイデアも出るのです。そういう思いを込めて支部の発言にかえます。

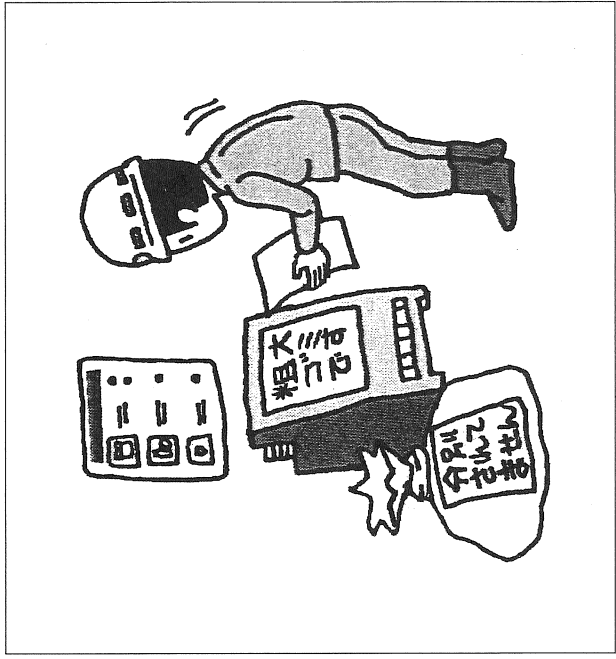
今、金澤議長を出していません。ぜひ御理解いただきたいと思います。新たな若い人が対応をしていければ良いですけれども、組織財政との議論にも重なりますが、休暇を使つての対応となるのがなかなかでき得ないことを含めて理解いただければと思います。改めて金澤議長の処遇については、今後、本部として議論していかなければならない課題だと認識しています。

対応になっていました。移管移行、しばらく選挙がありませんでした。4年前の役選のときに、移管後初めて選挙を行いました。規約では、附則の部分です。2006年4月20日③項第43条第1項『投票者の過半数の支持を必要とし、大会の承認を受ける』の条項は、この組合が職員団体に登録するまでの間、これを適用しない」とあり、43条を見ただくと役員を選出しています。中央執行委員は、組合員中より、過半数の支持を受けて大会の承認を受けなければならないとなっています。当然選挙になった場合はそういう状況であります。ただ、附則には、当面、職員団体に登録するまでは適用しないとなっているので、先ほどおっしゃられた内容については、本部としても対応する

必要がないという見解に至っています。

休職専従だけではためなのかという質問がありました。本部としては、年齢とかを加味しながら、休職専従7年間を使い切らないというところ。そういう考え方で本部としても対応を今後していくつもりです。そ

うしなければいけない。先ほど言いましたように、離籍ありきでないわけですから、どうしてもやむを得ない事情があつて離籍が必要になった場合の想定をしていると言いました。本部の役員体制を年齢構成等々を含めてきちんと対応していかなければいけないと思っています。



本部答弁

● 瀨 瀨 副委員長

専従に関する規約規程を整備し新体制がスタート

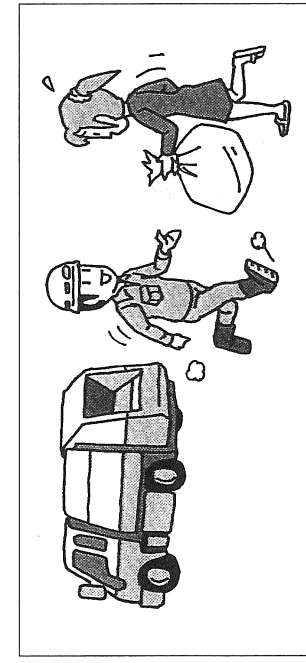
離籍専従の質問がましいた。離籍ありきで提案しているわけではないので、御理解願いたいと思います。離籍という状況になったときに、規約にないということでは良くない。他の労働組合の規約を見てもあります。規約規程を整理するという意味です。

離籍は、職を辞して組合のプロ専従になることで、組合運動で1日の仕事となります。お願いする我々も、受けた本人も大変なことになる。そうなったときに、組合としてきちんと対応するために、規約規程を整備するという理解をして

いただきたいと思ひます。離籍のリスクは確かに高いです。過去には区移管闘争のときに、我が組合から都庁職へ出ていた増淵さんがいます。当時は書記次長、そして副委員長を担われまして。区移管問題を担当し、当局と交渉するところで、出身は清掃ですがけれども都庁職で組織上の必要から離籍になり、都労連の委員長でおやめになっています。過去には東京清掃から離籍という事実があります。離籍ですから、リスクは本当にあります。これから年金制度はどうなるかわかりません。65歳までの定年延長

になるのか再任用になるのか、今後の交渉次第です。やはり公務員として勤めている年限と同じに、組合としてその人の処遇を補償するということが基本です。全労協、東京全労協の運動は、過去に労働組合の再編で総評が解体したとき、連合にも、全労連にも行けない組合がありました。国鉄闘争が始まった時期でもありました。都労連を中心としながら全労協が立ち上がりまして。これまでの総評の良き面を継承しつつ、全労協に加盟をすること、は、我が組合の大会でも確認しています。そうした過去の先輩方が確認してきたことを、我々が今ここで守っているのです。

その組織の一員として、議長を求められたとき、我が組合として確認をして、



大会ごとの信任投票を離籍専従等専従者に限つてやれという点についてです。規約上は、役員信任投票の関係については、東京清掃の本部の執行委員の立候補というのは定数内でござまつたことは、移管前まではほぼありませんでした。毎回選挙でした。その中で、ある意味では選挙をやることで過半数というところで

各支部で交渉をしている書記長が50歳過ぎて、次は本部の常任になってくれと、支部の役員の方々にお願いに上がる可能性もあります。休職専従になることにより各支部とのつながりも深められるという意味合いもあります。休職が基本ですから、きちんとその基本に沿つた対応をして

いきたいと思っています。清掃独自の給料表は、これからの交渉の中でどうなるかを含めて交渉であります。清掃独自の給料表は移管の当時、求めました。残念ながらそういう結果ならず、現業給料表での交渉となりました。ただ、初任給格付では区の現業の人と違う。清掃は同じ18歳で入っても1-5ではなく、3号加算すると移管のときに打ち取つてきた内容です。究極の目標で清掃給料表が一番であります。ただ、厳しい状況はあります。各都市の状況を見ても、清掃給料表を独自に持っていた組合もあります。そもそも今、現業職に合わせる状況であると、お話しておきます。

公務の職を絶つてまで離籍にするのはどうなのかと

ど話した答弁にかえさせていただきます。自分の立場などと言われますと、どうするのかわり、家族とも相談をしたいと思います。その時々、情勢にあわせて、いろいろ本部の中で相談しながらやっていくことが必要だと思つています。

専従職員の勤務時間は、今、清掃一組職員の人たちと同じ時間帯になつています。専従職員(書記)は、組合の業務で遅くなければ超過勤務手当になりません。専従役員は、他の中央執行委員と同じように1時間毎に、中央執行委員の役員規程の補償規程に基づいて補償されています。

自治労東京との関係です。今は自治労東京にもお話をしながら、書記次長が都本部の局長を兼務してや

等々含めて、兼務ができるようなら兼務というふうな話も含めて説明をしていると理解をいただきたいと思います。それがかなわなくなれば、専従も1人増える。現状の段階ではそういう考え方があるということですが。

東京清掃が先頭に立つて、産別運動にしていく。東京清掃としてこの間欠けしていたというか、でき得なかった部分があります。清掃事業は非正規の人たちも働いています。非正規の方々の労働条件等々を含めて、我々がきちんと当局に対して物を言う体制をとることが基本です。そういった意味でも、役員専従の増を考えています。御意見として頂戴しておきます。

専従役員の役割と、もう一つ大きなところは23区や一組の中央執行委員の役割

区。一組中央執行委員の連携を強める

自治労東京とも、今後の対応

一組の中央執行委員の役割



だと。これは私も大会や組織集会で皆さんにお話をしています。時間内組合活動、週2回の中央執行委員会と部会の職免がなくなって以降は、残念ながら週1回の中央執行委員会が、夕方の時間帯になる。今はそういった事情を踏まえて月1回、一日職免で行っています。時間がなく、そうした区同士の話し合い、当時は中央執行委員のブロックごとの会議とかも頻繁にやっていたけれども、残念ながらそういったのができなくなった。中央執行委員が、自分の区のことだけに精一杯になって、他区状況等々に目が行かなくなるといった状況もあり、さらには本部の専門部等の業務もある。

事業執行が我々の労働条件の核ですから、中央執行委員会で集中した議論なり連携をとれるような体制を作ろうと本部も思っています。肝に銘じて、次回の大大会以降はきちんと対応をしていかなければいけないと思っています。

財政の関係について、5年で検証と提起しています。本部としても、犠牲が毎年毎年5000万円を繰り出して10年も20年もやっていく考え方は毛頭ございませぬ。5年間で、一般会計の中で減らせるものはなかったのか、どうい

うものを減らすのかという議論をして、次回の大大会では皆さんに、なるべく切り詰められるところは切り詰めていくのが基本です。専任を5人に増やすことで犠牲ばかりに頼るのではなくて、大会の予算案作成に向けて議論します。

SKFプラザの財務について、これは組合の持ち物で



あって、賃賃料でやっていり上げていただくことが究極の目標です。引き続き、本部内でも議論をしていきます。

一組も、工場の委託で現業職員がいなくなり、一歩前へ進んだ取り組み、組織強化が必要だという御意見だと思えます。そういうことをかみしめながら、本部としても新たな体制をつく

り上げていきます。労働組合としては、自治労を含めて他団体、上部団体、友誼団体等を含めて色々な関係を持っていかなければなりません。今、社会的に東京清掃の立場はそれも求められているのも事実です。これ以上上げるなど言われればこれ以上広がる要素は多々ないのではないかと

思

いますけれども、やはり今与えられている任務は、東京清掃本部としては、専任役員になって、もう少し踏み込んだ対応ができるのではないかと思っています。

この点、組織強化も含めて、支部の組織強化が一番ですから、支部に足を運んで、支部の皆さんと議論を交わす。それが第一の目標

です。同時にそういった他団体等々の取り組みもきちんとやっていかなければいけないと思っています。

2年間での検証をという指摘です。役員任期が2年だからそうおっしゃられたのでしょうか。臨時大会の中で、私も答弁するし、皆さんの意見もいただいた。そのことについて、次の大会のときに、この前副委員長が言ったことはど

大会の中でお互いに指摘し合い、東京清掃の組織を良くしていこう

中央執行委員長まとめ 吉田 壽

東京清掃労組に一枚岩となって結集をお願いしたい

お互いに信頼関係をつくり上げていくのが一番必要なとき議長団のお三方、大変ありがとうございました。また、代議員、中央委員、傍聴者の皆さん、大変御協力ありがとうございました。

数多くの意見、発言を受けました。心配をする声、また期待をする声ということになるのかなと思います。いずれも、やはり組織を強化していかなくてはいけないのだ、東京清掃労働組合に結集しながら頑張っていくという発言ではなかったかと受けとめています。そういう観点からすれば、反対された方、また、白票の方もおられますけれども、東京清掃労働組合に一枚岩となって結集をお願いしたいと思います。これか

ら本部の役員、また組合員、お互いに信頼関係をつくり上げていくのが一番必要なときなのだろうと思います。ぜひとも組合員の皆さんの結集をお願いしたいと思つたところであります。

自分の組織の中だけの活動では強くなつていかない

発言の中で、専任を増やすけれども、上部団体、また外部団体の役員を担うということではどうかというような、不満鬱積する声もあったところです。私も上部なり外部の役員をやっております。自分の組織の中だけの活動では一向に強くなつていかない、自分たちの要求をかち取っていく力にはなつていかないと私は思っています。大東京です。東京の23区、そこに結集する

労働組合、そこが引っ張つていくという力をみんなを確認したいと思っています。

外との関係で役員を担いながら踏ん張っている東京清掃を、しっかり相手にあらわしていくことで、当局もそのところを意識して見ています。そういう中で、きちんと交渉する中で当局の目を引きながらもやり合えるということが、組合員の方にしっかりと利益として還元できることにつながっているのだということ、やはり我々は共通の認識にしていきたいと思います。外のことをやって組合員に還元できないような、自分のことだけやっているのではないということ、十分理解をお願いしたいということ、まずもって訴えさせてい

たらなる東京清掃労組の発展のために、全組合員の力を

東京清掃労働組合として、組織に結集していただきながら、組合員として各職場で頑張つていただく。役員も自分の立場でしっかりと奮闘していく。本部、支部、そして地連、お互いに緊張感を持った運動をつくり上げていきたいと思っていますので、今後とも皆さんの結集をよろしくお願いをしたいと思つているところであります。

最後に感想を申し上げ、さらなる東京清掃労働組合の発展のために、全組合員の皆さんの力をかしていただくとお願い申し上げます。私のまよりの挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございます。



うなつたのだ。1年は専任をやつて、役選で誰が副委員長で誰がこうなら、例えば一歩もうちの支部には足を運んでいないじゃないとか、本部としてできていないところについてはぜひぜひきちんと言つていただければいい。1年間の運動の検証は大会になりますから、大会の中で指摘をしていただいて、お互いに東京清掃の組織を良くすることで、理解し合えればと思つています。

これは誰にもわからないことでもあります。現在の東京清掃をどう良くしていくのか。それは本部でも議論をし、今こういう原因があつて、時間内の締めつけに対して若干たるんだ部分もあるけれども、そこを立て直すのではないかと

思います。

自治権拡充については、統一地方選が4月からあつて、5月には終わる予定になっています。中央委員会でも推薦議員を確認いただきました。推薦議員を交えた自治権拡充なりに今後精力的に取り組んでいきたいということで、本部の執行委員会の中でも議論してきました。ぜひ各支部からも、これを行うと良いのではないかと御提案があれば、本部に言つていただければと思います。

- (3) 財政管理に関すること
 - ・ 財政計画に関すること
 - ・ 金銭出納および保管に関すること
 - ・ 支部及び地区支部連合会の財政交付及び指導に関すること
 - ・ 組合役職員の賞金・労働条件に関すること
 - ・ その他、財産管理に関すること
- (4) 機関運営の事務に関すること
 - ・ 組合活動の記録および諸会議の記録の作成および保管に関すること
 - ・ 文書の収発に関すること
 - ・ 組合職免に関すること
 - ・ 規約及び規程に関すること
- (5) その他、他の局に属さないこと

- (9) 交渉の準備、組合職免に関すること
 - (13) その他、他の部に属さないこと
- 現・財政部業務から**
- (1) 組合の財政計画に関すること
 - (2) 支部及び地区支部連合会の財政指導に関すること
 - (3) 組合の金銭出納および保管に関すること
 - (4) 労働組合福利・共済制度に関すること
 - (5) 組合の財産管理に関すること
 - (6) その他組合財政に関すること

- 現・資金部業務から**
- (1) 賞金・諸手当等に関すること
 - (4) 社会保障、福利厚生に関すること
- 現・教育宣伝部業務から**
- (1) 組合内外の情報の収集および啓蒙宣伝に関すること
 - (2) 各種組織の教育宣伝活動の調査および指導に関すること
 - (3) 労働者教育、労働者文化の高揚に関すること
 - (4) 各種サークル、文化団体との連絡連携に関すること
 - (5) 機関紙(誌)および速報の編集・発行に関すること
 - (6) 教育資料の管理・保管に関すること
 - (7) その他教育宣伝・文化活動に関すること

組織共闘局

- (1) 組織強化に関すること
 - ・ 職場闘争の指導及び統制に関すること
 - ・ 闘争体制の確立、各種行動の把握、指令に関すること
 - ・ 各種行動の器材の管理及び保管に関すること
- (2) 上部団体、他労組、民主団体、政党との連絡、連携に関すること
 - ・ 自治研、政策、議会対策に関すること
 - ・ 政治啓発、平和運動に関すること
- (3) 法規対策、救援、法律相談に関すること
- (4) 選挙運営委員会に関すること

- 現・組織部業務から**
- (1) 各級機関の強化に関すること
 - (2) 各級、各種組織活動の指導および点検・組合員名簿に関すること
 - (3) 職場闘争の指導・調査に関すること
 - (4) 組合の統制に関すること
 - (5) 闘争体制の確立並びに動員の把握・指導に関すること
 - (6) 動員器材の管理・保管に関すること
 - (7) 弾圧対策に関すること
- 現・企画部業務から**
- (10) 法規対策・救援、法律相談に関すること
 - (11) 上部団体との連絡・調整に関すること
 - (12) 選挙運営委員会に関すること
- 現・共闘部業務から**
- (2) 清掃行政に関わる住民・市民団体との連絡・調整に関すること
 - (3) 他団体、他労組、政党、民主団体との共闘・連絡・連携に関すること
 - (4) 政治啓発・平和運動に関すること
 - (6) 自治研、政策、議会対策に関すること

労働条件調査局

- (1) 各区交渉の把握、連絡、調整に関すること
 - ・ 各区報告の集約、機関会議の資料作成
 - ・ 支部交渉に関する支部役員との連絡、調整、指導
- (2) 各種調査に関すること
 - ・ 人員配置に関する調査
 - ・ 作業計画に関する調査
 - ・ 公務災害、安全衛生に関する調査
 - ・ 保護具、被服、労働条件に関する調査
- (3) 各種調査に基づく要求集約
 - ・ 勤務条件に関する要求集約
 - ・ 事業関係に関する要求集約

- 現・共闘部業務から**
- (1) 各区等の連絡・調整・調査など
- 現・資金部業務から**
- (2) 保護具・被服に関すること
 - (3) 生活制度要求に関して調査および政策化に関すること
- 現・現業部業務から**
- (1) 作業計画に関すること
 - (2) 職場・作業環境・労働条件に関すること
 - (3) 施設および設備の改善に関すること
 - (4) 公務災害、安全衛生に関すること

専門委員会

特に必要と認められた事項を運営、処理するために前条に規定する専門分掌事項であっても、規約第35条第5項に基づく専門委員会をもうけ対処することができる。

専従役員の主な任務について

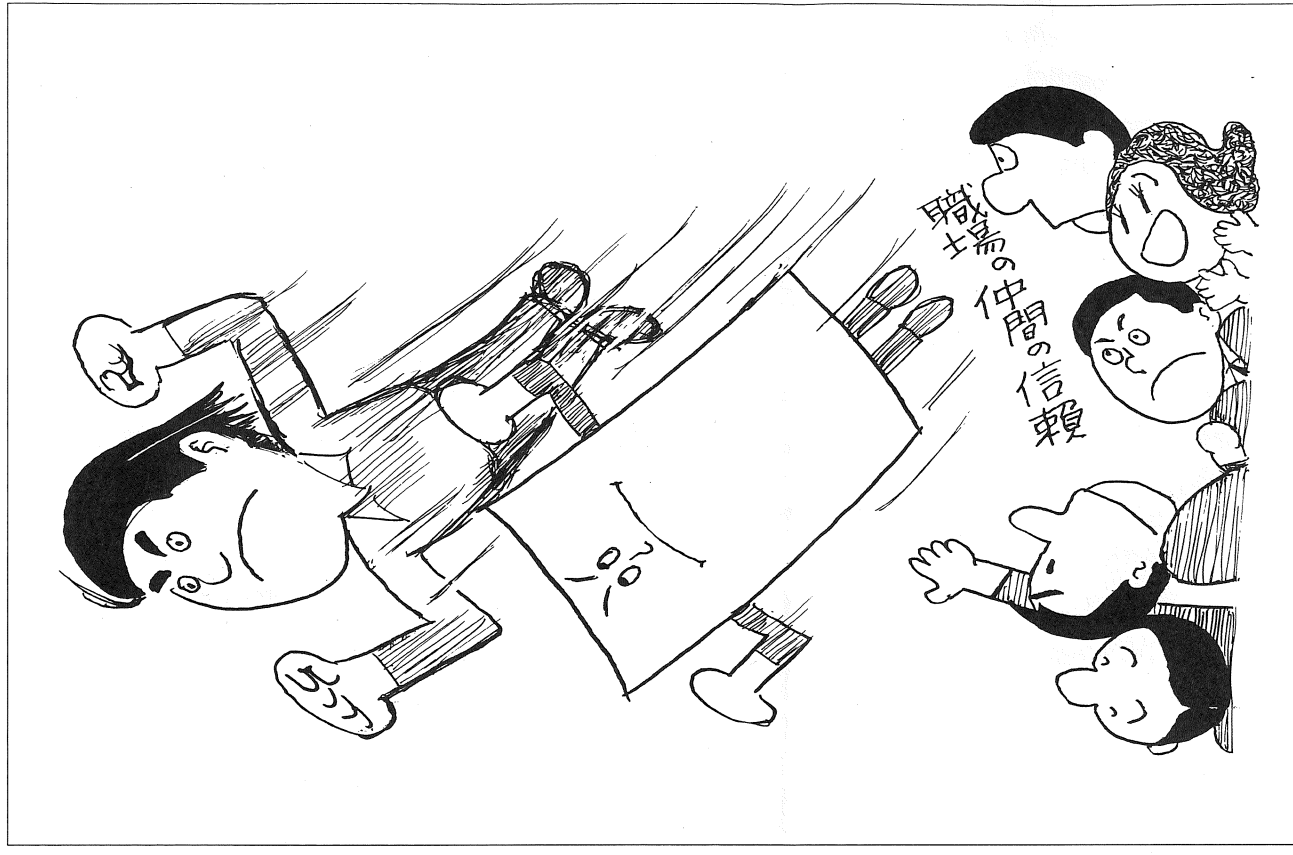
- (1) 中央執行委員長
 - 東京清掃労働組合を代表し、常時業務を統括する
- (2) 副中央執行委員長
 - 中央執行委員長を助け、中央執行委員長に事故があるときはその代理をし、『組織共闘局』『労働条件調査局』を担当して常時業務を執行する
- (3) 書記長
 - 書記局を担当し、常時業務全般の企画、調整にあたる

(4) 書記次長

- 書記長を補佐し、『企画総務局』を担当して常時業務を執行する
- (1) 組織強化に関する任務
 - ※ 日常的な(総)支部交渉との連携
 - ※ 支部役員との連絡・調整、必要に応じた(総)支部機関会議への参加
 - ※ 職場オールド、学習会の講師としての任務

(4) 書記次長

- 書記長を補佐し、『企画総務局』を担当して常時業務を執行する
- ※ 次代を担う人材育成
- ※ 政策的な課題についての研究
- (3) 上部団体との連絡・調整、他団体との連携に関する任務
 - ※ 上部組織との連絡・調整
 - ※ 地域の労働運動や共闘組織との連携
 - ※ 市民団体との連携による自治研活動の強化
 - ※ 各種議員との連携による政治(議会)対策



第84回臨時大会 第1号議案 「組織財政方針」に基づく本部体制の見直し

2015年2月19日
第84回臨時大会

第83回定期大会(2014.9.28)の確認に基づき、組織財政検討委員会が今後の検討内容や日程等について議論した。規約・規定等の改正だけでなく、臨時大会を12月に開催可能であるが、中央委員会や大会での議論経過から、同体制への変更に伴う任務分担、休職専従役員数、財政のシミュレーション、犠牲者救済資金の取扱いなど、具体的な内容の提示と丁寧な議論を進めるため、第3回中央委員会(2014.11.20)で臨時大会を2015年2月19日に延期することを確認した。

確定闘争以降、①専従役員の配置数は、局長3名を新たに休職専従とする ②財政の補填には犠牲者救済資金を取崩す ③常任中央執行委員会及び中央執行委員会体制と局体制の整理と任務分担 ④5年程度の財政シミュレーションの策定 ⑤専従役員の任務と賃金、手当、一時金、生涯賃金における損害への補償など処遇の検討を基本としながら、「組織検討部会」、「財政検討部会」、新設した「規約改正検討部会」、「専従役員規定検討部会」、同時に、地連・一組代表による「専従役員処遇検討委員会」を立ち上げ、「組織財政方針」に基づく本部体制の見直しの議論を大会・中央委員会で行った意見などをふまえ、具体的な課題を議論し一定の結論に達した。

安倍政権は、昨年の総選挙で大勝利「国民の信任を得た」と、さらに暴走することは明らかであり、政治状況は予断を許さない状況である。また、14確定闘争では、月例給・一時金の引上げ勧告の年内清算を実現させ、代替調整数に対する所要の調整に踏み込ませたが、地域手当の改定については、退職手当への影響を緩和させ最終判断した。引続き現業系賃金・人事制度の改善に向けた闘いを強化しなければならぬ。

こうした情勢の下、東京清掃がさらに団結を強め力強く運動展開するための、新たな組織体制と組織運営を提起するものである。

組織財政検討委員会議論の経過

- 1. 組織検討部会**
 - ・常任執行委員会体制の検討(地連合同会合含む)
 - ・中央執行委員会体制の検討(月2回、1回は無給職免)
 - ・局体制の整理、業務分担
 - ・組織検討部会体制(書記長・組織部長・現業部長、教宣部長)
- 2. 財政検討部会**
 - ・財政シミュレーション(5年程度)
 - ・財政検討部会体制(大和田副委員長・財政部長・共闘部長・賃金部長)

3. 専従役員処遇検討委員会【答申】

- ・地連：議長・一組：総支部委員長
- ・座長：事務局の配置
- ・事務局が資料を準備する

4. 規約改正検討部会

- ・「大会・中央委員会・中央執行委員会」確認の全ての見直しを行う
- ・新設する専従規定については、別途検討委員会を設置する
- ・規約改正検討部会体制(総編副委員長・組織部長・現業部長・教宣部長)

5. 専従役員規定検討部会

- ・専従(在籍・離籍)処遇・補償に関する規約規程の新設
- ・賃金、手当、一時金など
- ・生涯賃金における損害への補償
- ・専従役員規定検討部会の設置(書記次長・財政部長・共闘部長・賃金部長)



新たな本部体制について

2014年9月28日に開催された第83回定期大会において、第2号議案「組織財政方針」が出席した代議員の賛成多数で確認された。厳しい情勢下で、組織強化を求める意見や、専従役員の増員を検討する考えに対して財政的な見直しを求める意見など、多くの質問や意見が出された。

わが組合は2000年の区移管以降も、23区・一組を横断する単一労働組合を維持するという組織選択をした。組織が分断されることによる弱体化を許さず、清掃労働者で組織する労働組合としての社会的役割「良質な公共サービスとしての清掃事業を守る」運動の中軸を担うことを決意したのである。多くの困難な課題を、自らの課題として主体的に闘ってきた。しかし、公務員パッシング、現業合理化、時間内組合活動の締め付けという反動的な情勢の下で、次代を担う人材の育成や組織強化のための取組に十分な力を注げなかつたことを率直に認めざるを得ない。

かかる状況下で、さらにもう一歩前に踏み出す運動展開のために、新たな組織財政方針として「本部体制の強化」「中央執行委員の任務」「新たな地連体制」等について整理をはかった。とりわけ、本部体制の強化として、中央執行部(本部)が果たすべき大きな任務は、政策的な研究を深め、新たな取組を企画、立案、提起する「執行機関＝指令塔」としての役割であることを確認した。

次代を担う人材育成や、新たな取組を企画・立案するためには、十分な時間の確保が必要となる。他労組や市民団体との連絡・調整、中央環境審議会の傍聴や当局対応を含めて日中の業務も大きな比重を占める。これらの取組を具体化するためには、現在の専従役員二名体制では限界があると言わざるを得ず、組織財政検討部会・組織検討部会での議論を踏まえ、新たな本部体制を以下のとおり見直すこととする。

中央執行委員会

【開催】隔週で開催(月に一度、職免を取得して開催する)することを基本とするが、緊急を要する議事がある時や賃金確定期等はその限りではない。

【構成】各区・一組選出中央執行委員、全区域選出中央執行委員(常任)

【内容】各区・一組の交渉状況の報告、全体で共有化をはかることを中心とし、年間を通じて重要案件を議事とする。(例：作業計画の判断、賃金確定闘争の妥結判断、方針に関わる判断等)

常任中央執行委員会

【開催】週に1回開催することを基本とし、4週に1回を目途に『常任中央執行委員会・地連合同会議』を開催する。

【構成】全区域選出中央執行委員(常任)

【内容】経過報告、協議事項

常任中央執行委員会・地連合同会議

【開催】4週に1回を目途に開催する。

【構成】全区域選出中央執行委員(常任)、地連議長・事務局長

【内容】経過報告、意見交換(議決機関ではないことから、協議事項を確認する前段の本部と地連の意見交換の場とする)

6 新たな本部・執行体制

| | |
|-------------------|--------------------------|
| 中央執行委員長(専従) | 東京清掃労働組合の代表として、常時業務を統括する |
| 書記長(専従) | 書記局を担当し、常時業務全般の企画、調整にあたる |
| 企画・総務局 | 労働条件調査局 |
| 書記次長(専従) | 組織共闘局 |
| 常任中央執行委員(企画総務局担当) | 副中央執行委員長(専従) |
| 常任中央執行委員(企画総務局担当) | 常任中央執行委員(組織共闘局担当) |
| 常任中央執行委員(企画総務局担当) | 常任中央執行委員(組織共闘局担当) |
| 業務分掌(別表) | 業務分掌(別表) |

※ 書記の配置については専門局に固定せず、柔軟な対応が可能なものとする

専門局の業務分掌規則

企画総務局

- 【現・企画部業務から】
- 書記長の指揮の下に各部活動の調整、有機的運動の推進をはかること
 - 機関運営に関すること
 - 組合活動の記録および諸会議の議事・記録録作成に関すること
 - 組合施設および書記局備品等の管理に関すること
 - 事務局の指揮に関すること
 - 組合役職員の勤務、賃金・労働条件に関すること
 - 組合印、中央執行委員長印およびその他の公印の保管に関すること
 - 文書の発受、整理および保管に関すること
- 【(1) 交渉に関すること】
- 賃金確定交渉に関する準備および戦術立案に関すること
 - 事業交渉に関する準備および戦術立案に関すること
 - 教育宣伝、情報管理、データ管理に関すること
 - 機関紙および宣伝材料の作成に関すること
 - ホームページの管理、運営に関すること
 - 組合内外の情報収集および宣伝に関すること
 - その他の教育宣伝、文化活動に関すること

港区では、2001年7月よりの戸別訪問収集を行っています

いま

No.11

清掃事業は...



港区

また、収集日にごみが出
ていなかった場合は連絡票
を投函し、未排出が続いた
場合には状況により、緊急
連絡先、高齢者相談センタ
ー、介護支援事務所などと

未排出が続いた場合には、
安全確認も行っています

当初は通常の収集作業の
中で付加サービスとして行
われていましたが、現在は
約470世帯(2015年
1月現在)を対象に、戸別
訪問収集専用軽小型車2
台体制で収集を行っていま
す。

港区では、2001年7
月よりの戸別訪問収集を行
っています。自分自身では資
源・ごみを集積所まで運ぶ
ことが困難な65歳以上の高
齢者、障がいのある方を対
象に職員が自宅を週2回訪
問して、玄関先から収集す
るものです。

現在は約470世帯(20
15年1月現在)を対象に

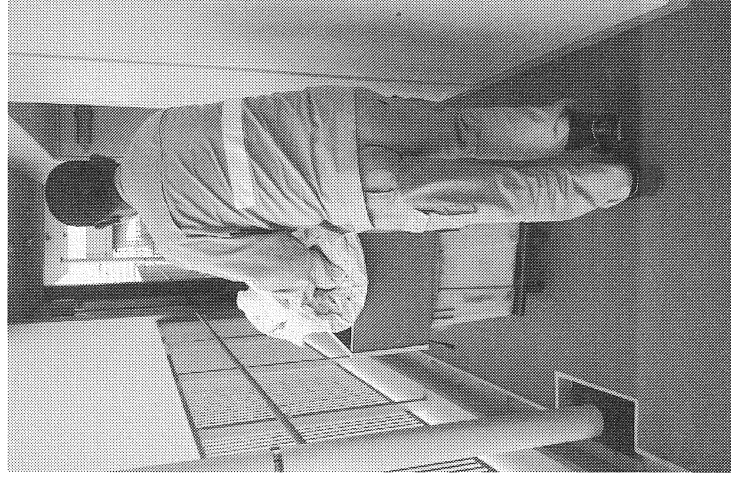
粗大ごみ受付センターへ
の通常申し込みとは別に、
清掃事務所への申請及び実
際に運び出し作業が可能か
どうかの現地での下見が必
要となります。主にふれあ
い班職員が直接自宅へ訪問

通常のごみを排出するの
が困難な区民は、粗大ごみ
を自宅の外に出すのも困難
するのは当然で、港区では
粗大ごみの室内からの運び
出し収集のサービスも行っ
ています。

主にふれあい班職員が
直接自宅へ訪問

連絡を取り、安全確認も行
っています。

粗大ごみの室内からの運び出し収集のサービスも



室内から粗大ご
みを運び出す

排出者本人の室内はもち
ろんのこと、集合住宅の共
用部分である廊下やエレベ
ーター、玄関等も傷をつけ
たり破損させたりしないよ
うに、細心の注意を払って

作業を行っています。
区民からは「今までは階
段の上り下りが大変だった
から非常に助かる。」「天候
やごみの多少に関わらず収
集に来てもらえるのはあり
がたい。」と好評をいただ
いています。その一方で、

「今までこんなサービスが
あるとは知らなかった。」申
告をするのに手間がかかっ



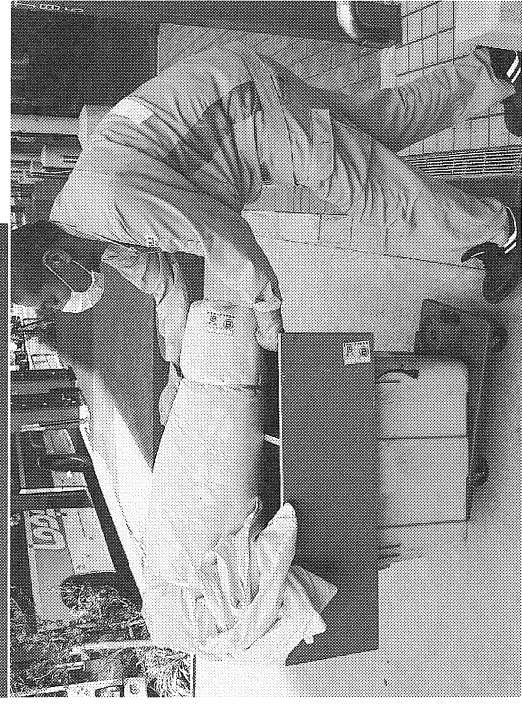
区民からは「非常に助かる」と大好評

全職員が区民のお宅へ
玄関前まで訪ねます

て大変だ。」と言ったご意
見もいただいております。今
後は区民への広報・周知の方
法、申請手続きの簡略化等
の課題があります。

今後、対象希望者数が増
加することは間違いないと

住宅の高層化や核家族化
が加速的に進む近年、区
内での高齢者世帯も例外な
く増加しており、今後、対
象希望者数が増加すること
は間違いのないと思われ、港
区でも今まで以上のサービ
スの質の向上が求められて
います。



総合共済

団体生命共済

長期共済

税制適格年金

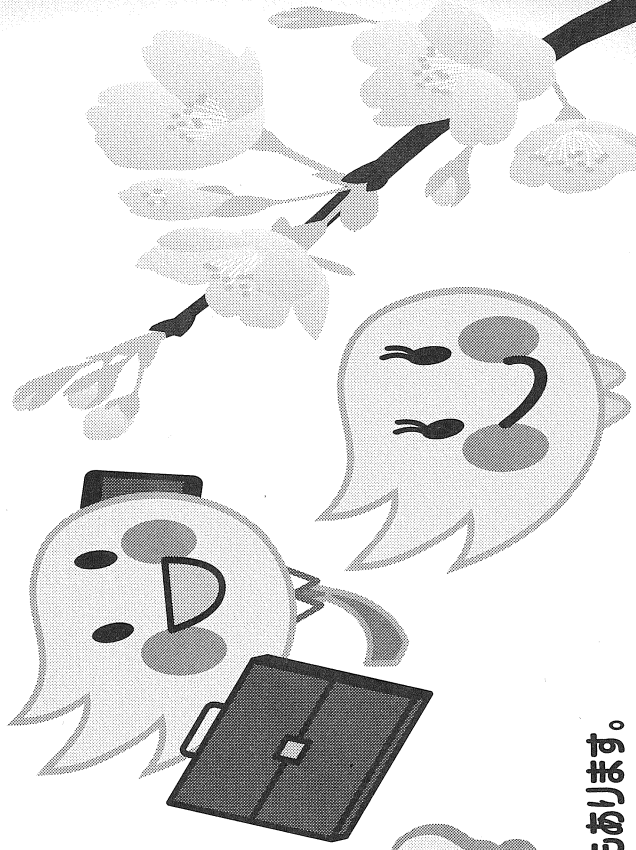
親子共済

火災共済

自然災害共済

マイカー共済

新生活の季節 安心の花を 育てませんか?



この春、新生活を始める
あなたのニーズに合わせた
プランをご用意いたします。

ZENROSAL NEWS 51131/197

この内容があなたに必要かどうかは、お気軽にご相談ください。

全労済

自治労共済本部

全日本自治体労働者共済生活節同組合

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事
業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをま
ごさしています。出資金をお支払いいただき、組合員になれば、
各種共済をご利用いただけます。

在職中の保障に加えて、積み立て型の共済もあります。